

PTA 会員の皆さま

中野区立中野中学校 P T A
会 長 石橋 寿一

PTA 保険のご案内

いつも P T A 活動にご協力いただき、ありがとうございます。

毎年、会員の皆さまより集金させていただく P T A 会費には、P T A 保険料が含まれています。スタンダードプランは、P T A 活動中の事故によるケガの手術や入院、対人・対物補償をサポートします。また、オプションの《 B プラン》にも加入しており、【生徒のみ】となりますが、P T A 活動以外の日常生活でも国内ならば 1000 万円までの人や物に対する賠償責任を補償できます。万が一のことが起きてしまったら、ぜひご活用ください。

加入保険名	P T A 行事総合補償プラン
保険会社 連絡先	(株) セゾン保険サービス P T A 保険担当者様 : 03 - 3988 - 1526 (平日 9~17 時) 【事故サポートセンター】 0120 - 727 - 110 (365 日 24 時間受付)
保険期間	入学年 4 月 1 日 ~ 卒業年 3 月 31 日 (事故発生時が期間内であること) ※卒業や転校等で、本校 P T A 会員でなくなった場合は無効となります

プラン	スタンダードプラン (PTA 行事中のみ適用)		オプション 《 B プラン》 (PTA 関係なく適用)
	P T A 傷害	P T A 賠償	児童生徒賠償
対象	生徒・保護者・教師・生徒と同居する家族		生徒のみ
補償内容	PTA 行事中 (往復途上含む) に被った、事故によるケガ・食中毒を補償	PTA 行事中に第三者にケガを負わせたり、物を壊したために、法律上の賠償責任を負った時の補償	PTA 行事に関係なく、日本国内において、生徒の過失によって、第三者にケガを負わせたり、物を壊したりしたために、法律上の賠償責任を負ったときの補償 (1000 万円まで)

※プラン詳細、補償額等は、裏面《 P T A 行事総合補償プランの仕組み》をご確認ください

こんな時に使えます!

PTA 運営委員会へ行く途中、事故に遭ってケガをした!

休日にデパートで買い物中、生徒が誤って商品を壊してしまった!

ママバレー、卓球等、サークルの練習中、及び大会でケガをした!

PTA 活動中に、借りていたカメラを壊してしまった!

生徒が自転車に乗って遊びに行く途中、他人にケガをさせてしまった!

家族での旅行先 (国内) で、生徒がホテルの調度品を壊してしまった!

● **万が一、事故が起きたら...** どの保険でも「事故状況」の説明が必要になります。早めにご対応ください

★30 日以内
事故発生から 30 日以内に、必ず保険会社へ連絡してください。

★写真を撮る
物を壊した場合、できるだけ写真を撮っておくと、手続きがスムーズになります。

★その場で示談に応じない、示談金を支払わない
保険会社に相談なく、賠償責任を認めたり、示談金を支払われると、保険金がない場合があります。相手には保険に入っていることを説明し、必ず保険会社に連絡して相談してください。

● **手続きの流れ** ※役員・会計アドレス: p-kaikei@pta-nakano-jhs.sakura.ne.jp

1. PTA 役員 (会計) に連絡

保険はその年度の会計が担当をしています。メールにてご連絡ください。
※緊急の場合は、先に事故サポートセンターにご相談してもかまいません。



2. 保険会社に連絡

上記保険会社に連絡をします。「PTA 保険に加入している中野中学校の者です。保険を申請したいのですが」と伝えます。

3. 申請

保険会社から書類が送付されるので、必要事項を記入して返送します。

4. 支払い

審査が通れば、保険金が支払われます。会計まで、結果をご報告ください。